## 居住用財産の税率軽減(軽減税率)

AND THE STREET OF THE STREET O		
1	居住用財産の定義	(1)現に居住している家屋を譲渡した場合。 (2)居住の用に供さなくなった日から3年を経過する日の属する年の年末までに売却したとき。 (3)家屋を取壊した場合は、上記(2)の範囲内で、家屋を取壊した日から1年以内にその敷地の売却に関する契約が締結されているとき。 (取壊し後、敷地を賃貸その他の用に供した場合には不可) (4)転勤等で単身赴任の場合、配偶者等が居住している家屋を売却したとき。(但し、2つの家屋を所有する場合は、主たる居住用家屋)
2	共通	(1)共有の居住用財産を譲渡した場合、共有者の持分の範囲内において各人毎に適用。 (2)住宅ローン控除との重複適用は不可。 (3)譲渡する相手が、譲渡者の配偶者や親・子など直系血族、生計を一にする親族、同族会社等でないこと。
3	その他	所有期間が10年を超えているものについては税率が軽減されます。 この特例は1の特例と併せて適用ができます。「特定の居住用財産の買 換えの特例」「相続等により取得した居住用財産の買換えの特例」の 特例との重複適用はできません。
4	所有期間	譲渡した年の1月1日で、 <b>家屋と土地の所有期間がともに10年超。</b>
5	居住期間	居住期間は問わない。
7	連年適用の制限	前年、前々年にこの特例の適用を受けていないこと。

<sup>※</sup>税額の計算方法については、譲渡所得・税額の計算を・ご参照下さい。